

「医療費通知書」及び「ジェネリック差額通知書」を送付しました

○ 「医療費通知書」

これまでの受診状況を振り返り、今後のより適正な受診にご協力お願いします。

- ・ 対象月：令和4年1月診療分から令和4年6月診療分まで

(柔整・鍼灸は令和3年12月診療分から令和4年5月診療分まで)

※ 医療機関等からの請求が遅くなっている場合等は通知書に記載されていない場合があります。

○ 「ジェネリック差額通知書」（対象者のみ）

ジェネリック医薬品へ切り替えることで、医療費（調剤費）の軽減が可能となります。

皆様だけでなく、共済組合にとっても医療費の負担軽減となりますので、かかりつけの医師、薬剤師へご相談の上、積極的に切り替えのご協力をお願いします。

- ・ 対象月：令和4年4月から令和4年6月までの処方実績のうち、軽減可能額が最も大きい月の内容を記載しています。

これらの通知書について、ご不明な点等がありましたら、以下までご連絡をお願いします。